

公益財団法人全日本軟式野球連盟 公認指導者制度運営要領 改訂対比表

| No. | 現行 | 改訂案 | 備考 |
|-----|---|---|--------------------------------|
| 1. | <p>(指導者資格の義務化)</p> <p>第3条 全軟連、都道府県軟式野球連盟（以下、「都道府県支部」という）及び都道府県末端支部に登録するチームの学童部の監督は、資格保有者であること。ただし、監督が資格を保有していない場合においては、同一チーム内の代表者、コーチでベンチ入りすることになる者のうち最低1名が保有していること。なお、義務付けする資格及び講習会は次の通りとする。</p> <p>(1) 日本スポーツ協会（以下、JSPO という）公認スポーツ指導者制度に規定される以下の資格</p> <p>・<u>JSPO 公認コーチ3、公認コーチ1、公認スタートコーチ（スポーツ少年団）及び公認コーチングアシスタント（旧スポーツ少年団認定員）</u></p> | <p>(指導者資格の義務化)</p> <p>第3条 全軟連、都道府県軟式野球連盟（以下、「都道府県支部」という）及び都道府県末端支部に登録するチームの学童部の監督は、資格保有者であること。ただし、監督が資格を保有していない場合においては、同一チーム内の代表者、コーチでベンチ入りすることになる者のうち最低1名が保有していること。なお、義務付けする資格及び講習会は次の通りとする。</p> <p>(1) 日本スポーツ協会（以下、JSPO という）公認スポーツ指導者制度に規定される以下の資格</p> <p>・<u>JSPO 公認コーチ3、公認コーチ1、公認スタートコーチ（ジュニア・ユース（旧スポーツ少年団））及び公認スポーツコーチングリーダー（旧コーチングアシスタント）</u></p> | <p>(1) JSPO の資格名称変更に合わせて変更</p> |